2020年度
第2回業務委員会
資料№5-1

2020 年 6 月 1 日

大会社等(*1)の会計基準変更とコミュニティーガスの対応について

*** 周知とアンケートのお願い ***

（一社）日本コミュニティーガス協会

1. 大会社(*1)の会計基準が変わります

(1) 2021 年 4 月以降に始まる会計年度から、大会社等(*1)の収益認識に関する会計基準(*2)が変わります。この結果、収益の把握を会計年度（月）に合わせるため、検針日以降年度（月）末までの売上高を見積もることが必要となります(*3)。

(*1) ここでいう「大会社等」とは、次のいずれかを満たす会社をいいます。
① 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
② 会計監査人を設置する会社及びその子会社

(*2) 企業会計基準委員会(ASBJ)は、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が共同して開発し 2014 年に公表した“収益認識に関する包括的な会計基準”を受け、国内外の財務諸表の比較可能性確保の観点から基本的に全てを取り入れた会計基準を開発し、「収益認識に関する会計基準（以下、「収益認識基準」という。)」として 2018 年 3 月 30 日に公表しました。この「収益認識基準」の適用は既に可能となっていますが、大会社等(*1)は 2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から必ず適用しなければなりません。

(*3) 見積りの方法については、各社に任されていますが、監査役又は会計監査人および税務当局の理解を得る必要があると思われます。

(2) 強制適用の対象は、大会社等(*1)のみです。

「収益認識に係る会計基準」の強制適用の対象は大会社等のみです（2021 年 4 月以降に始まる会計年度から)。

大会社等(*1)以外の事業者は「中小企業の会計に関する指針」に基づいて「検針日基準」を維持するか、あるいは新しい「収益認識基準(*2)」を採用するか選択することができます。

2. 「収益認識基準」が適用される場合のコミュニティーガス事業に与える影響

(1) 原則として、大会社等(*1)は「収益認識基準」に従わなければならなりません。

① 現在、コミュティーガス事業者の多くは、液石法適用のＬＰＧ販売も含め、ガスの販売に係る収益を「検針日基準」で計上しているものと予想されます。

② 一方、大会社等（*1）が採用しなければならない「収益認識基準」では、ガスの小売供給契約は「一定の期間にわたり充足される履行義務」であり、「一定の期間の収益を認識する」ことを求められます。つまり、年度（月）始から年度（月）末までの会計年度(月)間の売上高を見積もって収益を計上しなければなりません。

3. 関連他業界の対応方針

(1) 電力業界・都市ガス業界は「検針日基準」の選択肢を維持

- 会社計算規則第 118 条及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条に基づき、電気事業会計規則に定めがある場合においては電気事業会計規則に、ガス事業会計規則に定めがある場合においてガス事業会計規則の規定に従うこととされています。
- 電力業界は既に電気事業会計規則において売上高を「検針日基準」とすることが明確化されており、都市ガス業界においても電気事業会計規則との整合性の観点から、ガス事業会計規則において「検針日基準」とすることを明確化する方針です。

4. コミュニティーガスの選択肢

コミュニティーガスも「ガス事業会計規則」の改定を要望することは可能です。

しかし、その影響は「経過措置指定団地（指定旧供給地点)」に供給する事業者のみとなります。(別紙：「『収益認識基準』への対応策と影響」を参照願います。)

① 「経過措置指定団地（指定旧供給地点)」にガスを供給している事業者については、ガス事業会計規則の改正が認められ、附則別表第 1 「収益」―「指定旧供給地点小売供給営業収益」－「ガス売上」の備考に、例えば「調査決定の完了した金額を計上する。」と規定されれば、経過措置指定団地（指定旧供給地点）に係る売上高について「検針日基準」で計上することが明確化されることとなります（現在、見積り計上している事業者でも経過措置指定団地に係る売上高については検針日基準で計上することが求められることになります)。

② 他方で、省令改正された場合においても、事業者が親会社の意向等何らかの事情によりＬＰガス販売事業全体の売上げについて「収益認識基準」を採用しなければならない場合には、その事業者のガス売上高認識方法が２種類となることが想定されます。

③ また、「経過措置指定団地（指定旧供給地点）」を持たない大会社等(*1)の場合は、自由化団地にはガス事業会計規則が適用されないこと、液石法適用事業については会計手段を定めた事業法が存在しないことを考慮すれば、省令改正の有無にかかわらず「収益認識基準」が適用されることとなります。

5. 当協会の考え方

(1) 前記４．③のとおり、経過措置指定団地（指定旧供給地点）にガスを供給していない大会社等(*1)の場合、自由化団地にはガス事業会計規則が適用されないこと、液石法適用事業については会計手段を定めた事業法が存在しないことを考慮すれば、ガス事業会計規則の改正の有無にかかわらず「収益認識基準」が適用されることとなります。

(2) また、経過措置指定団地（指定旧供給地点）にガスを供給している大会社等(*1)としても、自由化団地・液石法適用事業による売上げが大半を占めており、経過措置団地の売上げは比較的少ないと思われるため、経過措置指定団地のみを「検針日基準」にすることのメリットは少ないと考えます。

(3) したがって、当協会としては液石法適用事業の本件に関する動向を確認し、特段の動きが無い場合には、「収益認識基準」が適用されることはやむを得ないものと考え、当局に対し「ガス事業会計規則」改正の要望は行わないこととしたいと考えています。

6. 全会員事業者対象アンケートのお願い

(1) 当協会事務局としては上記のとおり考えましたが、あくまでも推論の域を出ません。すべての会員事業者の企業規模等を確認するとともに、「収益認識基準」に対する対応方針を伺い、当局に対し「ガス事業会計規則」の改正を要望するか否かを判断したいと考えます。

(2) つきましては、別紙アンケートに必要事項をご記入いただき、所属支部宛６月 30 日までに必ずご返送いただきたく、よろしくお願いいたします。

以上

2020年度
第2回業務委員会
資料№5-2

（別紙）

2020/6/1

「収益認識基準」への対応策と影響

（一社）日本コミュニティーガス協会

「ガス事業会計規則」改正の有無		事業内容	ガス事業会計規則の適用	事業者の属性	
				大会社等(*1)	**その他**
「ガス事業会計規則」を	改正する	経過措置団地	適用	「検針日基準」	「検針日基準」
		自由化団地	適用なし	「収益認識基準」 （∴「検針日基準」 採用の可能性あり。）	「収益認識基準」 および 「検針日基準」 のいずれかを 選択可能
		液石法適用事業			
	改正しない	経過措置団地	適用	「収益認識基準」	「収益認識基準」 および 「検針日基準」 のいずれかを 選択可能
		自由化団地	適用なし		
		液石法適用事業			

(*1)　ここでいう「大会社等」とは、次のいずれかを満たす会社をいいます。

①　金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社

②　会計監査人を設置する会社及びその子会社

以上

2020年度
第2回業務委員会
資料№5-3

支部行

2020 年 6 月 1 日

会員事業者各位

「収益認識基準」に関するアンケート

（一社）日本コミュニティーガス協会

ご多用中のところ大変申し訳ございませんが、「『大会社等』の会計基準変更とコミュニティーガスの対応について」をお読みいただき、以下アンケートにご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。(コミュニティーガスを供給する全ての会員にご回答いただきたいと思います。)

（当局への要望要否の資料とするため、**6 月 30 日**までに所属支部宛ご回答願います。）

【ご連絡先】

会社名：　　ご担当者：　　所属

連絡先：☎　　mail address：

I.　貴社・団体の属性等についてお伺いします。

No.	設問	解答欄（アルファベットを選択 又は 金額を記入）
1	会社・団体の種類	a.株式会社　b.有限会社　c.協同組合　d.その他
2	資本金　又は　出資金の額	,　,　,　円
3	現在のガス売上高の認識方法	a.「検針日基準」　b.「収益認識基準」
4	会計上の取扱い	a.「大会社等」　b.その他（→No.６へ）
5	「大会社等」の根拠 （４で a.「大企業等」と回答した方のみご回答ください。）	a.金融商品取引法の適用を受ける会社 b.　〃　の子会社又は関連会社 c.会計監査人を設置する会社 d.　〃　の子会社
6	経過措置指定団地（指定旧供給地点）への供給	a.有り（→Ⅱ．へ）　b.無し（→回答終了となります）

Ⅱ．（Ⅰ．６で「a. 有り」と回答した方に伺います。）2021 年４月以降の貴社の「収益認識基準」への対応と「ガス事業会計規則」の改正要否についてお伺いします。

★現在の貴社の判断で結構ですので、ａ～c のいずれかに○を記入願います。

a. 「検針日基準」を維持したいので、「ガス事業会計規則」の改正を要望するべきである。
b. 「収益認識基準」を採用（維持）したいので、「ガス事業会計規則」の改正を要望するべきではない。
c. どちらでも良い。

ご協力ありがとうございました。

＊アンケート内容に関するご質問等は、本部業務部（鈴木・篠宮）までお願いします。

＜　☎　03-5405-2215　　Fax　03-5405-2216　＞　　以上

2020年度
第2回業務委員会
資料№6
2020年7月8日

【コミュニティーガス事業の定期報告書類】

	提出先		提　出	
	本省管轄	局管轄	対象期間	提出期限
1．全てのコミュニティーガス団地				
(1) １年に１回報告するもの				
A） ガス小売事業者の毎年のガス事故	経済産業大臣	産業保安監督部長	前 年 分	２月末日
B） ガス小売事業者による毎年度末の導管改修実施状況	経済産業大臣	産業保安監督部長	前年度分	６月末日
C） 毎年の消費機器の調査結果	産業保安監督部長	産業保安監督部長	前 年 分	２月末日
D） 供給計画	経済産業大臣	経済産業局長	翌年度及び前後２年度分	３月末日
E） その年度に行った周知に関する状況	産業保安監督部長	産業保安監督部長	前年度分	４月末日
(2) 半年に１回報告するもの				
(3) ３ヶ月に１回報告するもの				
(4) 毎月１回報告するもの				
A） ガス事業生産動態統計調査　https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html			前 月 分	翌月10日
2．自由化団地のみ				
(1) １年に１回報告するもの				
(2) 半年に１回報告するもの				
(3) ３ヶ月に１回報告するもの				
(4) 毎月１回報告するもの				
3．自由化団地のうち特別な事後監視の対象団地				
(1) １年に１回報告するもの				
(2) 半年に１回報告するもの				
(3) ３ヶ月に１回報告するもの				
A） 家庭向けの標準的な小売料金水準報告書 （解除判断の時点で、シェアが５０％を超えていた供給地点群のみ。）	管轄する局の電力・ガス取引監視室	管轄する局の電力・ガス取引監視室	～３月	４月末
			～６月	７月末
			～９月	10月末
	【報告期間】　解除の日から３年間（合理的でない値上げと判断➡さらに３年間延長。）		～12月	１月末
(4) 毎月１回報告するもの				
4．指定旧供給地点（経過措置団地）のみ				
(1) １年に１回報告するもの				
A） 資産額報告書、収支決算報告書	経済産業局長	経済産業局長	前年度分	年度経過後３ヶ月以内
B） 部門別収支計算書 （指定旧供給地点小売供給以外の供給を行う地点群のみ）	経済産業局長	経済産業局長	前年度分	年度経過後４ヶ月以内
(2) 半年に１回報告するもの				
(3) ３ヶ月に１回報告するもの				
A) 競争状態等に関する報告 【報告期間】　経過措置の指定を受けている間（解除の通知を受けるまで。）	経済産業大臣	経済産業局長	～３月	8月15日
			～６月	11月15日
			～９月	2月15日
			～12月	5月15日
(4) 毎月１回報告するもの				

2020年7月8日

【コミュニティーガス事業の定期報告書類】

		提出先	提　出	
		本省管轄	対象期間	提出期限
1．全てのコミュニティーガス団地				
(1) 1年に1回報告するもの				
	A） ガス小売事業者の毎年のガス事故	経済産業大臣	前 年 分	2月末日
	B） ガス小売事業者による毎年度末の導管改修実施状況	経済産業大臣	前年度分	6月末日
	C） 毎年の消費機器の調査結果	産業保安監督部長	前 年 分	2月末日
	D） 供給計画	経済産業大臣	翌年度及び前後2年度分	3月末日
	E） その年度に行った周知に関する状況	産業保安監督部長	前年度分	4月末日
(2) 半年に1回報告するもの				
(3) 3ヶ月に1回報告するもの				
(4) 毎月1回報告するもの				
	A） ガス事業生産動態統計調査 https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html		前 月 分	翌月10日
2．自由化団地のみ				
(1) 1年に1回報告するもの				
(2) 半年に1回報告するもの				
(3) 3ヶ月に1回報告するもの				
(4) 毎月1回報告するもの				

【対象団地】

団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地

2020年7月8日

【コミュニティーガス事業の定期報告書類】

	提出先	提　出	
	本省管轄	対象期間	提出期限
1．全てのコミュニティーガス団地			
(1) 1年に1回報告するもの			
A） ガス小売事業者の毎年のガス事故	経済産業大臣	前 年 分	**2月末日**
B） ガス小売事業者による毎年度末の導管改修実施状況	経済産業大臣	前年度分	**6月末日**
C） 毎年の消費機器の調査結果	産業保安監督部長	前 年 分	**2月末日**
D） 供給計画	経済産業大臣	翌年度及び前後2年度分	**3月末日**
E） その年度に行った周知に関する状況	産業保安監督部長	前年度分	**4月末日**
(2) 半年に1回報告するもの			
(3) 3ヶ月に1回報告するもの			
(4) 毎月1回報告するもの			
A） ガス事業生産動態統計調査 https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html		前 月 分	**翌月10日**
2．自由化団地のうち特別な事後監視の対象団地			
(1) 1年に1回報告するもの			
(2) 半年に1回報告するもの			
(3) 3ヶ月に1回報告するもの			
A） 家庭向けの標準的な小売料金水準報告書 **（解除判断の時点で、シェアが５０％を超えていた供給地点群のみ。）** **（解除の日から３年間。合理的でない値上げが行われたと認められた場合はさらに３年間。）**	管轄する局の電力・ガス取引監視室	～3月	**4月末**
		～6月	**7月末**
		～9月	**10月末**
		～12月	**1月末**
(4) 毎月1回報告するもの			

【対象団地】

	団地		団地
	団地		団地
	団地		団地
	団地		団地
	団地		団地
	団地		団地
	団地		団地

2020年7月8日

【コミュニティーガス事業の定期報告書類】（本省管轄事業者の経過措置団地）　3 月決算

	提出先	提　出	
	本省管轄	対象期間	**提出期限**
1．全てのコミュニティーガス団地			
(1) 1年に1回報告するもの			
A） ガス小売事業者の毎年のガス事故	経済産業大臣	前 年 分	**2月末日**
B） ガス小売事業者による毎年度末の導管改修実施状況	経済産業大臣	前年度分	**6月末日**
C） 毎年の消費機器の調査結果	産業保安監督部長	前 年 分	**2月末日**
D） 供給計画	経済産業大臣	翌年度及び前後2年度分	3月末日
E） その年度に行った周知に関する状況	産業保安監督部長	前年度分	4月末日
(2) 半年に1回報告するもの			
(3) 3ヶ月に1回報告するもの			
(4) 毎月1回報告するもの			
A） ガス事業生産動態統計調査 https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html		前 月 分	翌月10日
2．指定旧供給地点（経過措置団地）のみ			
(1) 1年に1回報告するもの			
A） 資産額報告書、収支決算報告書	経済産業局長	前年度分	**6月末**
B） 部門別収支計算書（指定旧供給地点小売供給以外の供給を行う地点群のみ）	経済産業局長	前年度分	**7月末**
(2) 半年に1回報告するもの			
(3) 3ヶ月に1回報告するもの			
A） 競争状態等に関する報告 【報告期間】 経過措置の指定を受けている間（解除の通知を受けるまで。）	経済産業大臣 毎年**8月15日の報告は必ず作成しなければならない。** 11月・2月・5月は簡略な報告が可能。	**～3月**	**8月15日**
		～6月	**11月15日**
		～9月	**2月15日**
		～12月	**5月15日**
(4) 毎月1回報告するもの			

【対象団地】

＿＿＿＿＿＿＿＿	団地	＿＿＿＿＿＿＿＿	団地
＿＿＿＿＿＿＿＿	団地	＿＿＿＿＿＿＿＿	団地
＿＿＿＿＿＿＿＿	団地	＿＿＿＿＿＿＿＿	団地

2020年7月8日

【コミュニティーガス事業の定期報告書類】

	提出先	提　出	
	局管轄	対象期間	提出期限
1．全てのコミュニティーガス団地			
(1) 1年に1回報告するもの			
A） ガス小売事業者の毎年のガス事故	産業保安監督部長	前 年 分	2月末日
B） ガス小売事業者による毎年度末の導管改修実施状況	産業保安監督部長	前年度分	6月末日
C） 毎年の消費機器の調査結果	産業保安監督部長	前 年 分	2月末日
D） 供給計画	経済産業局長	翌年度及び前後2年度分	3月末日
E） その年度に行った周知に関する状況	産業保安監督部長	前年度分	4月末日
(2) 半年に1回報告するもの			
(3) 3ヶ月に1回報告するもの			
(4) 毎月1回報告するもの			
A） ガス事業生産動態統計調査		前 月 分	翌月10日
2．自由化団地のみ			
(1) 1年に1回報告するもの			
(2) 半年に1回報告するもの			
(3) 3ヶ月に1回報告するもの			
(4) 毎月1回報告するもの			

【対象団地】

団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地

2020年7月8日

【コミュニティーガス事業の定期報告書類】

	提出先	提　出	
	局管轄	対象期間	提出期限
1．全てのコミュニティーガス団地			
(1) １年に１回報告するもの			
A） ガス小売事業者の毎年のガス事故	産業保安監督部長	前 年 分	２月末日
B） ガス小売事業者による毎年度末の導管改修実施状況	産業保安監督部長	前年度分	６月末日
C） 毎年の消費機器の調査結果	産業保安監督部長	前 年 分	２月末日
D） 供給計画	経済産業局長	翌年度及び前後２年度分	３月末日
E） その年度に行った周知に関する状況	産業保安監督部長	前年度分	４月末日
(2) 半年に１回報告するもの			
(3) ３ヶ月に１回報告するもの			
(4) 毎月１回報告するもの			
A） ガス事業生産動態統計調査		前 月 分	翌月10日
2．自由化団地のうち特別な事後監視の対象団地			
(1) １年に１回報告するもの			
(2) 半年に１回報告するもの			
(3) ３ヶ月に１回報告するもの			
A） 家庭向けの標準的な小売料金水準報告書 （解除判断の時点で、シェアが５０％を超えていた供給地点群のみ。）	管轄する局の電力・ガス取引監視室	～３月	４月末
		～６月	７月末
		～９月	10月末
		～12月	１月末
(4) 毎月１回報告するもの			

【対象団地】

団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地
団地	団地

2020年7月8日

【コミュニティーガス事業の定期報告書類】（局管轄事業者の経過措置団地）　12 月決算

	提出先 局管轄	提出 対象期間	提出 提出期限
1．全てのコミュニティーガス団地			
(1) 1年に1回報告するもの			
A） ガス小売事業者の毎年のガス事故	産業保安監督部長	前 年 分	**2月末日**
B） ガス小売事業者による毎年度末の導管改修実施状況	産業保安監督部長	前年度分	**6月末日**
C） 毎年の消費機器の調査結果	産業保安監督部長	前 年 分	**2月末日**
D） 供給計画	経済産業局長	翌年度及び前後2年度分	**3月末日**
E） その年度に行った周知に関する状況	産業保安監督部長	前年度分	**4月末日**
(2) 半年に1回報告するもの			
(3) 3ヶ月に1回報告するもの			
(4) 毎月1回報告するもの			
A） ガス事業生産動態統計調査 https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html		前 月 分	**翌月10日**
2．指定旧供給地点（経過措置団地）のみ			
(1) 1年に1回報告するもの			
A） 資産額報告書、収支決算報告書	経済産業局長	前年度分	**3月末**
B） 部門別収支計算書 （指定旧供給地点小売供給以外の供給を行う地点群のみ）	経済産業局長	前年度分	**4月末**
(2) 半年に1回報告するもの			
(3) 3ヶ月に1回報告するもの			
A） 競争状態等に関する報告 【報告期間】 経過措置の指定を受けている間（解除の通知を受けるまで。）	経済産業局長 毎年**8月15日の報告は必ず作成しなければならない。** 11月・2月・5月は簡略な報告が可能。	～3月	**8月15日**
		～6月	**11月15日**
		～9月	**2月15日**
		～12月	**5月15日**
(4) 毎月1回報告するもの			

【対象団地】

	団地		団地
	団地		団地
	団地		団地
	団地		団地
	団地		団地

2020年度版 補助金ご利用ガイド

2020年度 第2回業務委員会 資料7-1

エネファーム等の省エネ設備の購入に
《国と自治体が、補助金でバックアップ！》





……国の補助金制度に併せて全国各自治体の補助金もご利用できます。

国の **補助金制度（エネファーム）** ＋ 自治体の **補助金制度（エネファームなど）** ＝ **併せて利用が可能です。**

※利用の可否については、諸条件がございます。ご確認の上、お申込みください。

国の 補助金制度（家庭用燃料電池エネファーム）

ENE・FARM エネファーム



家庭用燃料電池システム「エネファーム」とは、都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させ、電気とお湯を自宅でつくるシステムです。

補助金制度の基本的な考え方

●エネファームの機器費と工事費の合計価格（税抜）について自立的な普及が見通せる価格水準へと低減することを目標として、国が2020年度の基準価格及び据切価格を設定。

機　種	基準価格		据切価格	
PEFC	80万円		85万円	
SOFC	700W	111万円	700W	123万円
	400W	84万円	400W	92万円

●補助金額（定額）

機　種	基準価格以下		基準価格超、据切価格以下	
PEFC	定額補助なし			
SOFC	700W	4万円	700W	2万円
	400W	3万円	400W	1万円

●次の場合は、上記の補助金額へ更に上乗せがあります。

既築・LP機・寒冷地仕様・マンション
各々＋3万

補助金申込期間　2020年4月7日（火）～2021年2月19日（金）

注）申込期間は、変更となる場合がございます。

国のエネファームの補助金についてのお問い合せ・お申込みはこちらへ

FCA
一般社団法人 燃料電池普及促進協会
Fuel Cell Association

補助金事業センター
お問合せ・受付時間：月曜～金曜日（祝日、12/17、12/26～1/4を除く）
TEL.03-5472-1190（10:00～12:00、13:00～17:00）

詳しくはFCAホームページをご覧ください、補助金申込書等はこちらからダウンロードできます。
ホームページ.http://www.fca-enefarm.org

自治体の補助金制度

全国の都道府県、市区町村ごとに省エネ設備等の購入に対して
補助金が支給される場合があります。

《補助対象例…家庭用燃料電池システム（エネファーム）3機種》

ENE・FARM エネファーム



PEFC700W機



SOFC700W機



SOFC400W機



【その他の補助対象設備】
LED照明機器、リチウムイオン蓄電池、太陽熱利用システム、地中熱利用システム、HEMS、電気自動車充給電設備、などがあります。

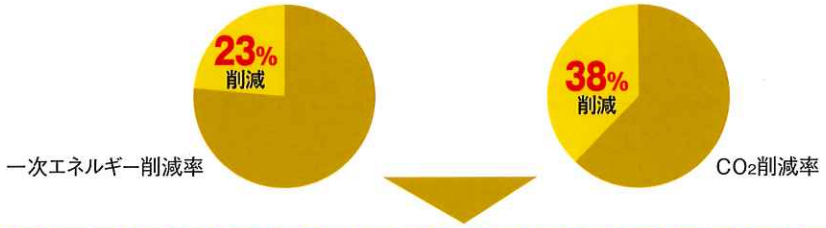
各自治体により対象設備、期間、補助金額などが異なりますので、お申込みの前に各自治体へお問合せいただくか、ホームページ等でご確認ください。

エネファームの環境性

一次エネルギー23%削減、CO_2排出量38%削減。家庭からのCO_2排出量削減に期待!

「つくる場所」と「使う場所」が一緒のエネファームをあなたのご家庭で1年間使用すると、石油、天然ガスといった一次エネルギーの使用量を23%削減。CO_2削減量は1,330kg、38%も抑えることができます。地球資源の保全や温暖化防止に大きく貢献します。

●一次エネルギー削減率とCO_2削減率



CO_2削減量は2,460㎡の森林が吸収する量に相当します。

1,330kgのCO_2削減。ご家庭で「エネファーム」を使うと削減できるその量は、2,460㎡の森林が吸収する量と同じ。広々とした森林を所有するのと同様のやさしさを、地球に届けることができます。

森林面積は林野庁資料より、5.4ton-CO_2／ha・年とした。



※平成21年度大規模実証事業報告会資料より（(財)新エネルギー財団）

家庭用燃料電池「エネファーム」の導入で削減できる1年間のCO_2排出量

1,330kg

■出典：(財)新エネルギー財団
平成21年度大規模実証事業報告会資料より
(トップランナー機種のデータ)